

長野県地域防災計画

その他災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

平成 30 年度修正（案）

（平成 31 年 1 月）

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 1 雪害に強い県づくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) <u>(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u> <u>(カ) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。</u> イ【市町村が実施する計画】 <u>(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2 道路交通の確保計画 (2) 実施計画 ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 <u>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u> <u>(エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ【県が実施する計画】 <u>(ク) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p>ウ【市町村が実施する計画】 <u>(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対</u></p>	<p>第1章 災害予防計画 第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 1 雪害に強い県づくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) -(新設)- -(新設)- イ【市町村が実施する計画】 -(新設)-</p> <p>2 道路交通の確保計画 (2) 実施計画 ア【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 -(新設)- -(新設)- イ【県が実施する計画】 -(新設)- ウ【市町村が実施する計画】 -(新設)-</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正(以下同じ)</p>

<p><u>応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u></p> <p>6 ガス施設の安全確保 (2) 実施計画 【県が実施する計画】 (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPG協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。 特に、病院、<u>指定避難所</u>となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。 排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発 (1) 基本方針 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。 このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である<u>と共に、集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部・<u>警察本部</u>) <u>(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</u></p>	<p>6 ガス施設の安全確保 (2) 実施計画 【県が実施する計画】 (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPG協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。 特に、病院、<u>避難所</u>となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。 排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発 (1) 基本方針 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。 このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である<u>。</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部) <u>-(新設)-</u></p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p><u>(イ) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 除雪等活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第3節 観測・予測体制の充実</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観測・予測体制の充実強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(オ) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第3節 観測・予測体制の充実</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観測・予測体制の充実強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</u></p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ウ)市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>防災基本計画にあわせ た修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に 合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「C A B」(Civil Aviation Bureau) という。))</p> <p>(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「C A B」(Civil Aviation Bureau) という。))</p> <p>(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象台)</p>	

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第3節 鉄道車両の安全性の確保</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p><u>(2)【北陸信越運輸局が実施する計画】</u></p> <p><u>鉄道車両の検査については、IT技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実を図る。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第3節 鉄道車両の安全性の確保</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>- (新設) -</p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第4節 鉄道交通に携わる人材の育成</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(4) 【北陸信越運輸局が実施する計画】</p> <p>鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第4節 鉄道交通に携わる人材の育成</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 通信手段の確保等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>イ【北陸信越運輸局が実施する計画】</u></p> <p><u>(ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。</u></p> <p><u>(イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。</u></p> <p><u>(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</u></p> <p><u>(エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 通信手段の確保等</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第6節 再発防止対策の実施</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 事故原因の究明等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>エ【北陸信越運輸局が実施する計画】</u></p> <p><u>鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。</u></p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第6節 再発防止対策の実施</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 事故原因の究明等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>工【北陸信越運輸局が実施する対策】</u></p> <p><u>鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 活動体制及び応援体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事業者の活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>キ【北陸信越運輸局が実施する対策】</u></p> <p><u>(ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。</u></p> <p><u>(イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。</u></p> <p><u>(ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 活動体制及び応援体制</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 鉄道事業者の活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>(新設)-</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 救助・救急・消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p><u>(5) 【北陸信越運輸局が実施する対策】</u></p> <p><u>ア 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。</u></p> <p><u>イ 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 救助・救急・消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 代替交通手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>イ【北陸信越運輸局が実施する対策】</u></p> <p><u>鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 代替交通手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>イ【北陸信越運輸局が実施する対策】</u></p> <p><u>鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。</u></p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ウ【北陸信越運輸局が実施する対策】</u></p> <p><u>鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。</u></p> <p><u>報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者家族等への情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>-(新設)-</u></p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>-(新設)-</u></p>	<p>国土交通省の防災業務計画に合わせて追加(以下同じ)</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物関係施設の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】(高圧ガス協会、指定保安検査機関)</p>	<p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物関係施設の安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>イ【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)</p>	<p>正式名称による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物関係施設における災害応急体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 産業労働部が実施する計画</p> <p>d 災害発生状況を把握するため、<u>地域振興局</u>等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物関係施設における災害応急体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[高圧ガス関係]</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 産業労働部が実施する計画</p> <p>d 災害発生状況を把握するため、<u>地方事務所</u>等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。</p>	<p>組織改正による修正</p>